

タイトル	民事判例研究 B 型肝炎再発における民法（平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの）724 条後段所定の除斥期間の起算点
著者	大滝，哲祐；OHTAKI, Tetsuhiro
引用	北海学園大学法学研究，58(4)：131-142
発行日	2023-03-30

判例研究

乳幼児期に受けた集団予防接種等によって B 型肝炎ウイルスに感染し HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症、鎮静化の後に HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害につき HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症の時に民法（平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの）724 条後段所定の除斥期間の起算点となるとされた事例

最高裁令和 3 年 4 月 26 日判決

令和元年（受）第 1287 号

損害賠償請求事件、破棄差戻し、民集 75 卷 4 号 1157 頁、判例時報 2504 号 82 頁、判例タイムズ 1489 号 44 頁

大 滝 哲 祐

I. 事実の概要

X1（原告・被控訴人・上告人）は、昭和 33 年 4 月生まれで、昭和 34 年 9 月までに集団ツベルクリン反応検査又は集団予防接種（以下、これらを併せて「集団予防接種等」という）を受けたことにより B 型肝炎ウイルス（以下「HBV」という）に感染し、昭和 62 年 12 月、HBe 抗原陽性慢性肝炎を発症し、抗ウイルス治療によって、平成 12 年頃までに HBe 抗原陰性慢性への転換（セロコンバージョン）を起こして肝炎が鎮静化した。平成 19 年 12 月頃、HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症した。

X2（原告・被控訴人・上告人）は、昭和 27 年 9 月生まれで、昭和 34 年 9 月までに受けた集団予防接種等によって HBV に感染し、平成 3 年 1 月、HBe 抗原陽性慢性肝炎を発症し、抗ウイルス治療によって、平成 12 年頃までにセロコンバージョンを起こして肝炎が鎮静化した。平成 16 年 3 月頃以降、HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症した。

X1 は平成 20 年 7 月 30 日に、X2 は平成 24 年 2 月 29 日に、国 Y（被

告・控訴人・被上告人) に対して、HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことにより精神的・経済的損害等を被ったと主張して、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求める訴訟を提起した。

第一審(福岡地判平 29・12・11 民集 75 卷 4 号 1221 頁)は、集団予防接種等と HBV 感染との間の因果関係を認め、改正前民法 724 条(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)の除斥期間の起算点を HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症した時点であるとした。

原審(福岡高判平 31・4・15 民集 75 卷 4 号 1315 頁)は、Y には、X らに対する集団予防接種等の実施に当たり、HBV 感染を未然に防止すべき義務を怠った過失があるとした上で、HBe 抗原陰性慢性肝炎の病状と、HBe 抗原陽性慢性肝炎の病状とは、質的に異なるものではなく、HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症によって新たな損害が発生したとはいえず、HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症の 때가改正前民法 724 条後段所定の除斥期間の起算点となるとして、X らの損害賠償請求権は除斥期間の経過により消滅したとして、X らの請求を棄却した。そこで、X らが上告受理申立てを行った。

II. 判旨

破棄差戻し。

(1)「民法 724 条後段所定の除斥期間の起算点は、「不法行為の時」と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。

しかし、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである(最高裁平成 13 年(受)第 1760 号同 16 年 4 月 27 日第三小法廷判決・民集 58 卷 4 号 1032 頁、最高裁平成 13 年(オ)第 1194 号、第 1196 号、同年(受)第 1172 号、第 1174 号同 16 年 10 月 15 日第二小法廷判決・民集 58 卷 7 号 1802 頁、最高裁平成 16 年(受)第 672 号、第 673 号同 18 年 6 月 16 日第二小法廷判決・民集 60 卷 5 号 1997 頁参照)。

そして、X らが乳幼児期に受けた集団予防接種等により HBV に感染して B 型肝炎を発症したことによる損害賠償請求権については、その損

害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生するものと認められるから、除斥期間の起算点は、加害行為である集団予防接種等の時ではなく、損害の発生の時というべきである（前掲最高裁平成18年6月16日第二小法廷判決参照）。」

(2) 「そこで、Xらの主張する損害の発生の時について検討すると、前記事実関係によれば、X1は、昭和62年12月、HBe抗原陽性慢性肝炎を発症し、抗ウイルス治療によって、平成12年頃までにセロコンバージョンを起こして肝炎が鎮静化したが、平成19年12月頃、HBe抗原陰性慢性肝炎を発症したものであり、X2は、平成3年1月、HBe抗原陽性慢性肝炎を発症し、抗ウイルス治療によって、平成12年頃までにセロコンバージョンを起こして肝炎が鎮静化したが、平成16年3月頃以降、HBe抗原陰性慢性肝炎を発症したものである。

B型肝炎は、HBVに感染することによって発症する肝炎であり、ウイルスを排除しようとする免疫反応により、自らの肝細胞を破壊し、肝臓に炎症を起こし、慢性化、長期化して慢性B型肝炎になると、肝硬変や肝細胞がんを発症することがあるという特徴を有する疾病である。もっとも、HBV持続感染者の多くは、無症候性キャリアから活動性肝炎となり、セロコンバージョンを起こして肝炎が鎮静化し、非活動性キャリアとなるのであり、この段階に至れば、肝細胞がん等への進行リスクは低く、長期予後が良好となって、具体的な治療の必要がなくなることから、HBe抗原陽性慢性肝炎においては、目指すべき短期目標をセロコンバージョンとして抗ウイルス治療がされる。その一方で、HBe抗原陽性慢性肝炎の発症後、セロコンバージョンによりHBe抗原陰性となり、非活動性キャリアとなったにもかかわらず、長期間が経過した後にHBe抗原陰性の状態でHBVが再増殖し、HBe抗原陰性慢性肝炎を発症する症例も10~20%は存在するところ、HBe抗原陰性慢性肝炎については、線維化進展例が多く、自然に寛解する可能性は低い。このように、セロコンバージョンにより非活動性キャリアとなった後に発症するHBe抗原陰性慢性肝炎は、慢性B型肝炎の病態の中でもより進行した特異なものというべきであり、どのような場合にHBe抗原陰性慢性肝炎を発症するののかは、現在の医学ではまだ解明されておらず、HBe抗原陽性慢性肝炎の発症の時点で、後にHBe抗原陰性慢性肝炎を発症することによる損害の賠償を求めることも不可能である。以上のような慢性B型肝炎の特質に鑑みると、XらがHBe抗原陽性慢性肝炎を発症したことによる

損害と、HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害とは、質的に異なるものであって、HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害は、HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症の時に発生したものというべきである。

以上によれば、X らが HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害については、HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症の時ではなく、HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症の時が民法 724 条後段所定の除斥期間の起算点となるというべきである。」

(3)「よって、X1 につき昭和 62 年 12 月から、X2 につき平成 3 年 1 月からそれぞれ除斥期間を計算し、本件訴訟の提起時には除斥期間の経過によって X らの損害賠償請求権が消滅していたとした原審の判断には、民法 724 条後段の解釈適用を誤った違法がある。そして、前記事実関係によれば、HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症の時は、X1 が平成 19 年 12 月頃であり、X2 が平成 16 年 3 月頃以降であるから、本件訴訟の提起時には、いずれも除斥期間が経過していなかったことが明らかである。」

なお、三浦守裁判官の補足意見がある。

Ⅲ. 参照条文

国家賠償法 1 条 1 項、民法 724 条（平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの）

Ⅳ. 本判決の意義

本判決は、集団予防接種等により B 型肝炎ウイルスに感染し HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症、鎮静化の後に HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害につき HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症の時が改正前民法 724 条後段所定の除斥期間の起算点となるとした。改正前民法 724 条後段の不法行為に基づく損害賠償請求権の 20 年の期間制限を除斥期間としつつ、HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症による損害と HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症による損害を質的に異なるとして、その起算点を後者の時点としたことに意義がある。なお、現行の民法 724 条 2 号の 20 年の期間制限は消滅時効となっている¹。

¹ 立法担当者の解説によれば、20 年の期間制限が消滅時効となったことになり、時効の更新・完成猶予の規定を適用でき、また、加害者側の時効完成による時効の援

V. 研究

1. 判例

改正前民法 724 条後段の不法行為に基づく損害賠償請求権の期間制限については除斥期間であり、その理由を「同条がその前段で 3 年の短期の時効について規定し、更に同条後段で 20 年の長期の時効を規定している」と解することは、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する同条の規定の趣旨に沿わず、むしろ同条前段の 3 年の時効は損害及び加害者の認識という被害者側の主観的な事情によってその完成が左右されるが、同条後段の 20 年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当であるからである。」と判示した判例（最判平元・12・21 民集 43 卷 12 号 2209 頁）（以下「平成元年判決」という）がある。また、平成元年判決は、「信義則違反又は権利濫用の主張は、主張自体失当」であるとも判示している。本判決もこの平成元年判決を前提に除斥期間であると解している。

本判決は、除斥期間の起算点を当該損害の全部又は一部が発生した時と判示している。これは、改正前民法 724 条前段の 3 年の消滅時効に起算点について、「被害者が不法行為に基づく損害の発生を知った以上、その損害と牽連一体をなす損害であつて当時においてその発生を予見することが可能であつたものについては、すべて被害者においてその認識があつたものとして、民法 724 条所定の時効は前記損害の発生を知った時から進行を始めるものと解すべきではあるが、本件の場合のように、受傷時から相当期間経過後に原判示の経緯で前記の後遺症が現われ、そのため受傷時においては医学的にも通常予想しえなかつたような治療方法が必要とされ、右治療のため費用を支出することを余儀なくされるにいたつた等、原審認定の事実関係のもとにおいては、後日その治療を受けるようになるまでは、右治療に要した費用すなわち損害については、同条所定の時効は進行しないものと解するのが相当である。」と判示して

用の主張を、裁判所が信義則違反や権利濫用と判断することが可能となり、被害者の救済を図る余地が広がるという（筒井建夫・村松秀樹 [編] 『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2018 年）63～64 頁）。

おり（最判昭42・7・18民集21巻6号1559頁）（以下「昭和42年判決」という）、原則として最初の損害から後続の損害の予見可能性を前提としている。本判決の除斥期間の起算点もこのような理解を前提としているといえる。

しかし、本判決は、改正前民法724条の後段の除斥期間の起算点を、HBe抗原陽性慢性肝炎の発症の時ではなく、HBe抗原陰性慢性肝炎の発症の時としている。これに関しては、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点が問題となった長崎じん肺訴訟（最判平6・2・22民集48巻2号441頁）（以下「平成6年判決」という）において、「管理二、管理三、管理四の各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害には、質的に異なるものがあるといわざるを得ず、したがって、重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時に発生し、その時点からその損害賠償請求権を行使することが法律上可能となるものというべきであり、最初の軽い行政上の決定を受けた時点で、その後の重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が発生していたとみることは、じん肺という疾病の実態に反するものとして是認し得ない。これを要するに、雇用者の安全配慮義務違反によりじん肺に罹患したことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は、最終の行政上の決定を受けた時から進行するものと解するのが相当である。」として、最終の行政上の決定を受けた時から消滅時効が進行すると判示している。

本判決が引用する①筑豊じん肺訴訟（最判平16・4・27民集58巻4号1032頁）は、「民法724条後段所定の除斥期間の起算点は、「不法行為ノ時」と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである。なぜなら、このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷であるし、また、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられるからである。」と判示している。同じく本判決が引用する②関西水俣病訴

訟（最判平 16・10・5 民集 58 卷 7 号 1802 頁）および③ B 型肝炎札幌訴訟（最判平 18・6・16 民集 60 卷 5 号 1997 頁）も、①判決を引用する。そして、①判決は、じん肺被害を理由とする損害賠償請求権については、その損害発生の時、②判決は、水俣湾又はその周辺海域の魚介類の摂取を中止してから 4 年以内に水俣病の症状が客観的に現れることなどの事実関係の下では、患者の転居から遅くとも 4 年を経過した時、③判決は、加害行為（本件集団予防接種等）の時ではなく、損害の発生（B 型肝炎の発症）の時、を除斥期間の起算点としている。

2. 学説

既に述べたように、改正により民法 724 条 2 号の 20 年の期間制限は消滅時効となっているが、ここでは改正前の学説の展開を概観する。

民法典制定後の初期の学説においては、改正前民法 724 条の期間制限を消滅時効と解していた²。その後、法律関係の確定を重視して除斥期間とする説³が通説化する一方で、消滅時効とする説は少数説⁴に止まった。しかし、平成元年判決により、議論が活発化した。平成元年判決が改正前民法 724 条後段の期間制限を除斥期間とした上で、信義則、権利濫用も認めないとしたことに、私人の権利を裁判官の職権で消滅させることには到底賛成できないとして、消滅時効と解するもの⁵、3 年と 20

² 民法典の起草者の一人である梅謙次郎は消滅時効と解していた（梅謙次郎『民法要義 卷之三 債権編』〔復刻版〕（有斐閣、1984 年（初版は 1912 年））918 頁）。同様のものとして、鳩山秀夫『日本債権法各論（下巻）』（岩波書店、1924 年）948 頁、我妻榮『事務管理・不当利得・不法行為』〔復刻版〕（日本評論社、1988 年（初版は 1937 年））214 頁、などがある。

³ 末川博『権利侵害と権利濫用』（岩波書店、1970 年）665 頁。除斥期間とするものに、加藤一郎『不法行為』〔増補版〕（有斐閣 1974 年）263 頁、前田達明『民法Ⅵ（不法行為）』（青林書院、1980 年）382 頁、四宮和夫『不法行為（事務管理・不当利得・不法行為 中巻・下巻）』（青林書院、1985 年）651 頁、などがある。

⁴ わが国の改正前 724 条の立法の経緯を検討して、同条後段の 20 年間を原則時効期間であり、同条前段を特別時効期間であるという（内池慶四郎『不法行為責任の消滅時効 — 民法第七二四条論 —』（成文堂、1993 年）286 頁以下（初出は法学研究 64 卷 6・7 号））。そして、3 年と 20 年の両期間は、ともに時効として共通の規制に従うから、援用・中断・停止などは各期間について同様に扱われるべきあり、時効利益の放棄、承認、弁済、相殺などの諸効果についても、区別して扱う理由はないという（294 頁）。

年の期間制限について、一期間二起算点とするもの⁶、消滅時効と除斥期間の違いは前者が権利の消滅を権利者の意思にかからしめるものであるのに対し、後者は客観的・画一的に権利を消滅させる公益的性格にあるとされるが、不法行為による損害賠償請求権の場合、画一的な処理という公益からする要請はそれほど強いものではなく、被害者の権利救済という要請の方が強い場合も少なくないこと、また、権利濫用や信義則を機能させるには援用をとまう消滅時効と解する方が自然であるとするもの⁷、などがある⁸。

改正前民法 724 条後段の「不法行為の時」という起算点については、加害行為時とするもの⁹、原則として加害行為時としつつ、継続的、蓄積ないし進行型の不法行為については損害発生時とする説¹⁰、損害発生時とする説¹¹、がある。

⁵ 澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為』〔第3版〕（オンデマンド版）（有斐閣、2010年（初版は2001年））277頁。

⁶ ①20年期間は3年時効の起算点が到来しない場合に備えたものであること、②起算点は損害発生時以後とすること、③加害行為と損害発生時のずれが大きい場合、20年の期間制限は長すぎることを基本的な考えにして、時効期間は3年で、起算点は2つであるという（松久三四彦『時効制度の構造と解釈』（有斐閣、2011年）437～438頁（初出は「民法七二四条の構造——一期間二起算点の視角——」中川良延・他編『日本民法学の形成と課題（下）』（有斐閣、1996年）993頁））。

⁷ 吉村良一『不法行為法』〔第6版〕（有斐閣、2022年）204頁。

⁸ 平成元年判決以降は、除斥期間とする立場のものはほとんど見られなくなったと分析するものがある（窪田充見『不法行為法：民法を学ぶ』〔第2版〕（有斐閣、2018年）504頁）。

⁹ 末川・前掲（脚注3）665頁。損害の原因となるのは加害行為であり、不注意があったからといって常に損害発生の原因があるわけではないということを理由とする。

¹⁰ 前田・前掲（脚注3）390頁（鉱業法115条2項（現3項）の「進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する」を類推）、澤井・前掲（脚注5）276頁、平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』（弘文堂、1992年）170頁、潮見佳男『不法行為法』（信山社、1999年）299頁などがある。

¹¹ 四宮・前掲（脚注3）651頁。加害行為と「権利」侵害—損害発生との間に時間的へだたりがある場合や、なら「行為」を要件としない所有者の工作物責任（717条）のことを考えると、不法行為による「権利」侵害の時を起算点にすべきという。

また、加害行為から遅れて損害が発生した時の20年期間の起算点である「不法行為の時」とは損害発生の時であるとした筑豊じん肺訴訟を極めて妥当な解釈論と

3. 検討

(1) 消滅時効の起算点

本判決は、改正前民法 724 条後段の 20 年の期間制限を除斥期間として、その起算点を、HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症の時ではなく、HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症の時と判示している。これは、平成元年判決、昭和 42 年判決及び平成 6 年判決を前提にして、本判決が引用する筑豊じん肺訴訟、関西水俣病訴訟および B 型肝炎札幌訴訟から結論を導き出したことから、従来判例の延長線上にあるといえる¹²。改正により現行の民法 724 条 2 号の 20 年の期間制限は消滅時効となったが、判例は、改正前の期間制限が問題となる事案について、今後も除斥期間としつつ、起算点の開始時期により事案の解決を図ると考えられる。そして、現行の民法 724 条 2 号が適用される事案については、消滅時効の問題として、時効の更新・完成猶予の主張や、信義則ないし権利の濫用による時効の援用の主張の制限などが検討されることになろう¹³。

改正前民法 724 条後段の「不法行為の時」という起算点については、加害行為時としており、これも従来判例の立場を踏襲している。その一方で、本件のような加害行為と損害の間に長期の時間的間隔がある潜伏ないし進行型の場合については、その損害が発生した時点であるという。判例は、原則が加害行為時であり、例外が損害発生時とする立場といえよう。しかし、通常、加害行為と損害発生との間の間隔はそれほど

して支持しつつ、その射程距離を、筑豊じん肺訴訟が強調する「損害の性質」に応じて、権利者にとっての客観的な権利行使可能性の契機となる損害の顕在化が問題となる事案に広く当てはめべきとするものがある（松本克美「民法 724 条の 20 年期間の起算点と損害の性質論——潜在型損害と顕在進行型損害の諸類型との関係——」立命館法学 398 号 289 頁）。

¹² 平成元年判決の除斥期間説を実質的に修正し、客観的な権利行使可能性に配慮した起算点論を展開するものとして、平成 16 年の筑豊じん肺訴訟以降の一連の最高裁の流れの中に位置付けられるとするものがある（松本克美「判批」新・判例解説 Watch 30 号 61 頁）。

¹³ 改正前民法 724 条後段と現行の民法 724 条 2 号の関係について、改正前民法 724 条の長期間制限を除斥期間であると解するとしても、賠償義務者が期間の経過を主張して賠償責任を免れることについて、信義則違反または権利濫用であると解する余地を認めるべきとするものがある（渡邊知行「予防接種による B 型肝炎の再発と損害賠償請求権の期間制限」成蹊法学 93 号 101～102 頁）。

なく、起算点が問題となる場合は、その間隔に大きく隔たりがある場合であることを踏まえて考えると、「不法行為の時」とは、加害行為と損害発生との両方を満たす時点である損害発生時を起算点と解すれば足りると考えられる¹⁴。鉱業法 115 条 3 項および製造物責任法 5 条 2 項（「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。」）は、本件のような潜伏ないし進行型の場合を想定して設けられた規定であるので、民法上の解釈においてもその趣旨を反映させるべきである。また、「不法行為の被害者が不法行為の時から 20 年を経過する前 6 箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から 6 箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法 158 条の法意に照らし、同法 724 条後段の効果は生じないものと解するのが相当である。」（最判平 10・6・12 民集 52 卷 4 号 1087 頁）や、「被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から 20 年を経過した場合において、その後相続人が確定した時から 6 か月内に相続人が上記殺害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法 160 条の法意に照らし、同法 724 条後段の効果は生じないものと解するのが相当である。」（最判平 21・4・28 民集 63 卷 4 号 853 頁）と判示して、民法 158 条と民法 160 条の時効の停止（完成猶予）の規定を類推適用した判例があり、これは被害者の予見可能性を考慮したものといえる。これらを考慮すれば、起算点を損害発生時とすることが基礎付けられるのではないだろうか。

（2）質的に変化した場合

本判決は、HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症と HBe 抗原陰性慢性肝炎の

¹⁴ 「加害行為」という文言を「損害発生」と読み替えることには、一見、解釈上困難が伴うようにも思われるが、改正前 724 条後段が、客観的権利行使可能性の生じた時を起算点とする趣旨であったと捉えるなら、損害発生時とする説の方がこの趣旨に即した一貫した解釈であると思われるとするものがある（鹿野菜穂子「判批」私法判例リマックス 35 号 61 頁）。

発症は質的に異なると判示している。この平成6年判決のじん肺の症状についての予測可能性の困難さから、軽い行政上の決定とその後の重い決定は質的に異なると判示したことにルーツを持つものといえる¹⁵。また、昭和42年判決も、最初の損害から後続の損害の予見可能性を判断基準としていることから、同じくルーツがあるといえる。つまり、本判決は、除斥期間の起算点である当該損害の全部または一部が発生した時を、両判決の判断基準に従って、HBe抗原陰性慢性肝炎の発症の時と判断したといえる。

本判決は、質的に変化したと判断した基準について、①長期間が経過した後にHBe抗原陰性の状態でHBVが再増殖し、HBe抗原陰性慢性肝炎を発症する症例も10～20%は存在すること、②HBe抗原陰性慢性肝炎については、線維化進展例が多く、自然に寛解する可能性は低いこと、③セロコンバージョンにより非活動性キャリアとなった後に発症するHBe抗原陰性慢性肝炎は、慢性B型肝炎の病態の中でもより進行した特異なものというべきであること、④どのような場合にHBe抗原陰性慢性肝炎を発症するのかは、現在の医学ではまだ解明されていないこと、⑤HBe抗原陽性慢性肝炎の発症の時点で、後にHBe抗原陰性慢性肝炎を発症することによる損害の賠償を求めることも不可能であること、としている。すなわち、本判決は、㉞HBe抗原陰性慢性肝炎の発症の予見可能性、④症状の寛解可能性・特異性・医学的未解明、および㉟損害賠償請求の行使可能性、から症状の質的变化を認めたといえる¹⁶。裏を返せば、㉞は加害者の予見義務、④は症状の客観的事実、㉟は被害者救済の必要性、を判断基準としたともいえるのではないかと考えられる。

¹⁵ このことを指摘するものとして、山口茂樹「判批」ジュリスト1570号71頁（じん肺の病変に鑑みて相対化したものといえるという）、橋口賢一「判批」民商法雑誌158巻3号145頁。

¹⁶ この点に関して、進行性疾患における損害の質的差異は、損害賠償請求権の行使可能性を基準に判断されていると解せられることから、本判決は、HBe抗原陰性慢性肝炎による損害に関する損害賠償請求権が行使可能になった時点をもって、その除斥期間の起算点とするものといえるとするものがある（香川崇「判批」私法判例リマークス65号44頁）。

VI. 結びに代えて

本判決は、改正前民法 724 条後段の不法行為に基づく損害賠償請求権の 20 年の期間制限を除外期間としつつ、HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症による損害と HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症による損害を質的に異なるとして、その起算点を後者の時点と判示した。期間制限を除外期間としたことと、起算点を損害発生時としたことは従来判例の延長にあるといつてよい。しかし、現行の民法 724 条 2 号の期間制限は消滅時効であるので、起算点の解釈は従来通りであるが、今後は、消滅時効としつつ、起算点の問題に加え、時効の更新・完成猶予の主張や、信義則ないし権利の濫用による時効の援用の主張の制限などが検討されよう。症状の質的变化について本判決は、予見可能性、客観的事実および損害賠償請求権の行使可能性から肯定している。本判決の射程としては、これらが認められない場合、症状の質的变化が認められないことになろう^{17,18}。

¹⁷ 長崎じん肺訴訟における起算点の射程について、同様の特徴を持つ進行性の損害が雇用契約上の安全配慮義務違反から生じた場合は及び得るが、進行性の損害であっても進行の過程が医学的に解明されているようなものの場合については別異に判断されるとするものがある（久保野恵美子「判批」法学協会雑誌 112 卷 12 号 151 頁）。

¹⁸ 本文で引用した以外の本件の評釈として、河津博史 銀行法務 21 882 号 113 頁、嶋津元 判例秘書ジャーナル 文献番号 HJ100122、などがある。